

令和2・3年度
建設関連業務委託契約競争入札参加資格審査
申請の手引き【手続き・提出書類 共通編】

令和2年1月

紫波町

はじめに

紫波町が発注する建設工事への競争入札に参加を希望する方は、次により資格審査申請書及びその他提出書類を提出してください。

令和2年の申請から、盛岡広域市町での共通化を図るとともに、インターネットを活用した申請を導入するなど、申請手続きを全般的に見直しております。

I 申請要件

1 資格要件

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値及び完成工事高（2年又は3年平均）の数値があること
- (3) 必要と認める施工実績がある者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 紫波町暴力団排除条例（平成24年12月19日条例第30号）第2条各号に掲げる者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - ウ 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらに準ずる者をいう。
 - エ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 紫波町建設工事等競争入札参加資格要綱（平成14年告示第180号。以下「要綱」という。）第10条第1項第1号又は第2号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、重要な事実について記載しなかった者

II 申請手続

1 申請方法

- (1) 持参又は郵送による。
- (2) 提出先

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町役場企画総務部総務課総務室 宛

※郵送の場合は、封筒に「入札参加資格申請書在中」と記載すること。

2 資格審査基準日

資格審査基準日は、令和2年1月31日現在となります。提出書類は、審査基準日の状況で記入してください。評点・格付等についても同日を基準に行います。

3 申請にあたっての注意事項

- (1) 宅配便・メール便等は法令の規定により利用できません。重要な書類ですので簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは使用不可）による郵送をお願いします。簡易書留・レターパックプラスについては、日本郵便株式会社のホームページ又はお近くの郵便局に確認をお願いします。
なお、簡易書留又はレターパックプラスによる郵送以外の方法により送付された申請は受け付けせず、申請者のご負担でそのまま返送しますのでご了承ください。
- (2) 申請や添付書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。
- (3) 法人が申請する場合には、申請の単位は法人単位となります。受任者（営業所・支店等）単位での申請は受け付けません。二重申請にならないように注意してください。
※ここでいう委任とは、代表者から営業所等に入札、契約等の権限を委任することをいいます。単に入札書の提出を行う営業担当等のことではありません。
- (4) 提出書類は、資格審査のほか、入札参加者の選定、契約手続等に必要な書類となりますので、正しく作成し提出してください。また、資格審査申請書の提出後、申請内容に変更が生じたときは、変更届が必要となります。なお、届出方法については、別途お知らせします。
- (5) 申請にあたり、営業所として登録できるのは、建設業法第3条に規定する営業所に限ります。

4 資格の有効期間

名簿に登録された日から令和4年3月31日まで

5 建設関連業務の種類と内容

建設関連業務は、次のとおりです。

業務の種類	業 務 内 容
測量	1 測量一般 2 地区の調整 3 航空測量
建築関係コンサルタント業務	1 建築一般 2 意匠 3 構造 4 暖冷房 5 衛生 6 電気 7 建築積算 8 機械設備積算 9 電気設備積算 10 調査 11 工事監理（建築） 12 工事監理（電気） 13 工事監理（機械） 14 耐震診断 15 地区計画及び地域計画
土木関係コンサルタント業務	1 河川・砂防及び海岸・海洋 2 港湾及び空港 3 電力土木 4 道路 5 鉄道 6 上水道及び工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画及び地方計画 14 地質 15 土質及び基礎 16 鋼構造及びコンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備及び積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子 50 土地区画整理事業
地質調査業務	1 地質調査
補償関係コンサルタント業務	1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償 9 不動産鑑定

Ⅲ 提出書類と添付書類

1 建設関連業務委託契約競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

記載内容に誤りがないことを確認し、実印を押印のうえ提出してください。なお、営業している住所と現在事項全部証明書住所が異なる場合は、登記上の住所と現住所を併せて記入してください。

行政書士に委任する場合は、委任状（任意様式）を別途提出してください。

2 印鑑証明書

申請書提出日の直前3か月以内に発行された印鑑証明書（原本）を提出してください。

- (1) 法人の場合 本店の所在地を管轄する法務局が発行
- (2) 個人の場合 住所地の市区町村が発行

3 委任状（様式第2号）

代表者が支店長、営業所長等の特定の方に継続的に契約権限を委任する場合は、委任状が必要です。

権限の委任に当たっては、復代理人の選任から請負代金の受領等、契約に関する一連の事項が権限を分割することなく、同一の方に委任してください。また、実印と受任者が入札時等に使用される使用印をそれぞれ押印してください。

委任状は、契約締結権限を有する営業所（部署）ごとに必要です。一例として、盛岡市との契約では本社から盛岡営業所に委任し、矢巾町・紫波町との契約では本社から矢巾営業所に委任する場合は、2通の委任状を作成・添付する必要があります。

4 使用印鑑届（様式第3号）

入札・見積・契約の締結等に使用する印鑑が実印と異なる場合は、使用印鑑届が必要です。実印及び使用印をそれぞれ押印してください。ただし、委任状（様式第2号）を提出する方は、受任者の印が使用印鑑となるので、使用印鑑届の提出は不要です。

5 現在事項全部証明書（個人にあつては身分証明書）

申請書提出日の直前3か月以内に発行された現在事項全部証明書又は身分証明書の写しを提出してください。

- (1) 法人の場合 本店の所在地を管轄する法務局が発行
- (2) 個人の場合 本籍地の市区町村が発行

6 営業又は事業に関し法律上必要とされる登録等の証明書

(1) 次の業務を希望される場合は、営業に関し、登録・認可等を必要とする業種について、有効期間内の登録証明書等の写しを提出してください。

ア 「測量」を希望される場合

本店：測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく登録の証明書の写し

委任先営業所及び盛岡広域市町内の営業所：当該営業所の記載がある次のいずれかの書類

・測量業者登録申請書の写し及び添付書類（ト）（法第55条の3第6号）の写し

・国土交通省ホームページ 建設関連業の登録業者に関する情報システムにより出力された企業要覧

イ 「建築関係建設コンサルタント業務」の「建築一般」を希望される場合は、本店、委任先営業所及び盛岡広域市町内の営業所の建築事務所の登録証明書の写し

ウ 「補償関係コンサルタント業務」の「不動産鑑定」を希望される場合は、本店、委任先営業所及び盛岡広域市町内の営業所の「不動産鑑定業者登録申請書別記様式第七」の写し

(2) 次の登録を受けている方は、有効期間内の登録証明書等の写しを提出してください。

ア 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の規定に基づく登録

イ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条の規定に基づく登録

ウ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定に基づく登録

(3) 次の登録は、競争入札参加者選定の参考とすることがありますので、登録証明等その登録内容を明らかにする書類（有効期間内のもの）の写しを提出してください。

ア 建設コンサルタント登録規程第 2 条の規定に基づく登録（登録部門が分かるもの）

イ 地質調査業者登録規程第 2 条の規定に基づく登録

ウ 補償コンサルタント登録規程第 2 条の規定に基づく登録（登録部門が分かるもの）

7 測量等実績調書（様式第 4 号）

該当する部分を入力し、提出してください。

(1) 入札参加を希望する建設関連業務ごとに作成してください。

(2) 希望業種に関する業務の中から、官公庁発注業務を優先して、直前 2 年間（資格審査基準日の直前 2 年の事業年度）の完成業務及び直前 2 年間に着手した主な未完成業務（JV 業務を含む。）について作成してください。

(3) 記入要領

ア 「業種の種類」欄

入札参加を希望する建設関連業務の名称を記入してください。

イ 「注文者」欄

元請業務については発注者の名称を、下請業務については元請負人の商号等を記入してください。

ウ 「元請又は下請の別」欄

発注者から直接受注した業務については「元請」、元請負人から下請した業務については「下請」と記入してください。

エ 「件名」欄

その業務の名称（下請の場合は下請件名）を記入してください。

オ 「業務履行場所のある都道府県名」

履行場所の都道府県名を記入してください。

カ 「請負代金の額（千円）」欄

請負代金の額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を千円単位で記入してください。

キ 「着工年月」欄

西暦でご記入ください。

ク 「完成（予定）年月」欄

西暦でご記入ください。

コ 「着工年月／完成（予定）年月」欄

着工年月及び業務が完成している場合は完成年月、未完成の場合は完成予定年月を記入してください。

サ 「測量等対象の規模等」欄

測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等、その業務の主たる内容について記入してください。

8 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類（又は誓約）

(1) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務がある場合は次のとおりです。

ア 雇用保険 労働者が 1 人でも雇用される事業

イ 健康保険及び厚生年金保険 常時 5 人以上の従業員を使用する個人の事業所又は法人の事業所

(2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認するため、次の書類を提出してください。

ア 雇用保険の加入に関する書類

(ア) 加入義務がある場合

労働（雇用）保険の保険料申告書の写し（※令和元年度に発行されたもの）

※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写し（直近のもの）を提出してください。

(イ) 加入義務がない場合

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約（様式第6号）

イ 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類

(ア) 加入義務がある場合

年金事務所等発行の保険料の領収書の写し

※健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組国保に加入している場合を含む。）は、健康保険組合の保険料の領収書の写し及び厚生年金保険の領収書の写しを提出してください。

※領収書の写しは、申請書提出日の直前3か月以内のものを1枚提出してください。

(イ) 加入義務がない場合

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約（様式第6号）

(3) 最近になって初めて雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した場合、次の書類を提出してください。

ア 雇用保険 雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し

イ 健康保険及び厚生年金保険 健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控えの写し

9 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約（様式第7号）

(1) 当該書類の提出について

- ・申請者の欠格要件に該当しないことを確認するため、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨、誓約していただきます。
- ・誓約の提出がない場合は、申請を受け付けません。
- ・該当の有無を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。
- ・該当の有無を確認するため、誓約及び競争入札参加資格審査申請書その他提出した書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供する場合がありますので、了承のうえ申請してください。
- ・岩手県警察本部への照会の結果、該当した場合は、競争入札参加資格に登載しません。
- ・記載された個人情報、岩手県警察本部に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、その他の目的には使用しません
- ・「資本関係・人的関係に関する届出」とは、記載対象の範囲が異なりますので、ご注意ください。
- ・役員一覧に入力する範囲について、次のア又はイに該当する者を入力してください。
 - ア 法人にあつては、登記されている全ての役員（監査役を含みます。）
 - イ 個人にあつては、その者（事業主）

10 納税証明書

(1) 国税の納税証明書（写し可）

次の内容書類について、申請書提出日の直前3か月以内に発行された直近1年分又は1事業年度の納税証明書又はその写しを提出してください。

法人：納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。）

個人：納税証明書その3の2（「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと。）

11 計算書類

資格審査基準日の直前2年の事業（営業）年度の書類又はその写しとします。

(1) 法人の場合 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

(2) 個人の場合 収支計算に関する書類及び貸借対照表等の自己資本額が確認できる書類

(3) 資格審査基準日の直前2年の計算書類の調整が完了しない場合は、その前年度の計算書類とします。

12 受付票返信用封筒

角2サイズを使用し、受領先の住所及び宛名を記入の上、140円郵便切手を貼付したものを1通提出してください。フラットファイルに綴らずに提出してください。

13 資格審査結果通知用封筒

長形3号を使用し、受領先の住所及び宛名を記入の上、84円郵便切手を貼付したものを提出してください。フラットファイルに綴らずに提出してください。

14 競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックリスト（受付整理票）

全ての提出書類を準備した後、提出前にもう一度、このチェックリストにより各提出書類の作成内容を確認してください。チェックリストは、資格審査申請書の受付時に整理票としても使用しますので、作成内容の確認後、他の提出書類と併せて必ず提出してください。（太枠内の申請者欄に、チェック✓又は該当するものに○をしてください。）

15 委任先代表者に係る住所確認票（様式第8号）

紫波町へ委任状を提出する場合は、この書類も必ず提出してください。

※紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例及びその規則に基づき、法人及び代表者の町税等の納付状況の確認を行うため提出していただくものです。

※代表者住所については、同姓同名の方がいる場合、個人を特定するために記載していただくものです。

16 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第9号）

次の事項について、該当項目を選択・入力してください。ただし、対象範囲は、紫波町の名簿に既に登録している者又は登録しようとする会社等です。なお、入力は最大2社となりますので、これ以上の場合には別紙（任意様式）を作成し、提出してください。詳しい内容は別記を参照してください。

別記

「資本関係・人的関係に関する届出書」について

紫波町発注の建設工事及び建設関連業務委託については、「紫波町工事請負業者指名基準」に基づき、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者について、同一の入札において1者を除き参加することができません。

記

1 同一入札への参加が制限される場合

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合には、同一入札に参加することができません。

ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合には、同一入札に参加することができません。(例) 組合とその構成員

2 届出書提出にあたっての留意事項

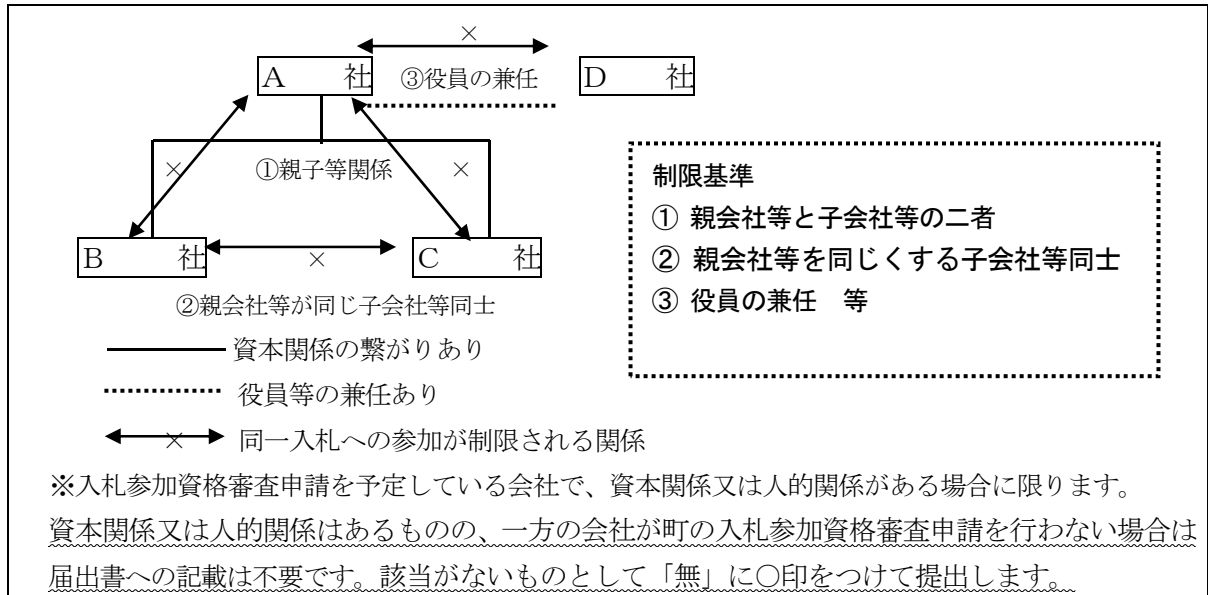
届出書は、資本関係又は人的関係がない場合でも、必ず提出してください。

届出書に虚偽の記載をした場合又は重要な事実の記載をしなかった場合は、入札参加資格の認定を受けられず、また、認定後発覚した場合には入札参加資格が取り消されることがありますので、記載要領等を十分確認した上で当該届出書を作成してください。

3 変更があった場合の届出

届出書の提出後に、資本関係や人的関係に変更を生じた場合は、変更となった原因を生じた日から2週間以内に、「紫波町建設工事等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

【参考：同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】



○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等・子会社等をいいます。

- ・会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等・子会社等
第2条第3号の2 子会社等
- ・子会社（会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ・会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
第2条第4号の2 親会社等
- ・親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ・株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

○役員等の定義

- (1) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- (2) 取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- (3) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する役員、組合の理事又はこれに準ずる者
- (4) 指名委員会等設置会社における執行役員
- (5) 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。

※「取締役」には、社外取締役も含まれますが、指名委員会等設置会社における取締役は含みません。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。特に指名委員会等設置会社の「執行役員」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。